

奈良県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 安井壽一 檜原市曲川町一丁目六一一〇

理事 中村明男 曲川町五丁目四一三〇

理事 堀博 曲川町二丁目八一三六

理事 中島裕文 六一二六

理事 吉川典秀 一一三二

監事 小原弘明 曲川町四丁目二一六

監事 吉田俊信 曲川町一丁目一八一一五

理事 前田昌史 一六一二〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 中村明男 檜原市曲川町五丁目四一三〇

監事 藤村秀夫 曲川町一丁目八一一九

監事 前田昌史 一六一二〇

監事 島田往紀 曲川町二丁目一一三二

監事 吉川典秀 一八一四七

監事 吉田往紀 曲川町一丁目一八一一五

監事 吉田俊信 曲川町二丁目一一三四

監事 吉田勝秀 曲川町四丁目四一一〇